

令和元年度 対馬市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月25日(水) 午前10時00分から午前11時20分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 会議室

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
4番 阿比留なみ恵	5番 杉原要	6番 波田裕一郎
7番 初村重政	8番 岡村高史	9番 春日亀優
11番 戸田耕助	13番 春日亀智恵子	14番 畑島孝吉

・農地利用最適化推進委員 (12人)

永尾佐登志	庄司幹雄	西山義典	佐伯豊
佐伯武久	齋藤秀文	永留静夫	日高安実
阿比留輝夫	小宮正至	小宮貞司	宮原安典

4. 欠席委員 (2人)

10番 小宮一人司 12番 松村英二

5. 農地利用最適化推進委員委嘱状交付

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

議案第32号 下限面積(別段の面積)の設定について

7. 研修会

1) 農業委員会の業務内容について

2) 担当地区の協議

3) 報酬・農業新聞等の説明

4) その他

8. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄司智文

農業委員会事務局局長補佐

永留潤也

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐

志賀慶二(欠席)

中対馬振興部地域振興課副参事兼係長

梅野友和(欠席)

上対馬振興部地域振興課参事兼課長補佐

國分茂徳

9. 会議の概要

議 長

改めまして、おはようございます。

ただ今から、令和元年度、対馬市農業委員会第11回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。なお、農地利用最適化推進委員、12名も出席をしていただいております。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、1番の永留正司委員、7番の初村重政委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

議案審議に入ります。

議事日程第4、議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き下さい。議案第30号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同地区の田6筆、8,285平米、畑2筆、855平米、合計筆数、8筆、合計面積、9,140平米を植林用地に転用するものであります。位置図、写真、配置図、計画書等を2ページから12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(26番 推進委員挙手)

26番 小宮貞司推進委員

ただ今、事務局から説明がありました議案第30号、番号1についての補足説明をさせていただきます。3月19日午前10時より申請人であります〇〇さんと農業委員会事務局、局長補佐の永留さん、それに〇〇振興部担当の〇〇係長さんと私、4人で現地確認をしました。申請地は、昨年までは大豆やとか飼料作物等を栽培されておりましたが、台風や大雨被害で圃場が堆積物、また、土砂が流れ込み収穫をゼロに等しい関係で、収穫は全然無かったとのことであります。そういう関係で本人ももう高齢化で農地を維持していくことが大変とのことで、今後はシイタケ生産者に原木を提供したいということがあって、農用地を転用されるものです。隣接地も自分の所有地であり、周囲に被害はないと思われまますので十分に審議をしていただき決定くださいますよう、よろしくお願い致します。説明を終わります。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。採決をおこないます。議案第30号の番号1につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成でございます。番号1は許可相当とし、当委員会の意見書を付しまして、県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第31号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の13ページをお開き下さい。議案第31号、「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。

提案理由でございますが、農地法第52条の規定により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、提案するものであります。次のページの14ページをお開き下さい。また、参考資料と致しまして、別添資料1を添付しておりますので、ご参照ください。

公表値はすべて1反あたりの1年間の金額となっております。地目、田の賃借料平均額は2,900円、最高額は7,000円、最低額が2,500円で、データ件数は40件でございます。地目、畑の賃借料平均額は2,500円、最高額は2,500円、最低額が2,500円で、データ件数は5件でございます。なお、別添資料1は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に出された賃借をまとめたものでございます。借賃金額が無い、0円のものデータ件数には入っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、議案第31号の公表値の提案につきまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり提供することに決定いたします。

次に、議案第32号「下限面積の設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の15ページをお開き下さい。議案第32号、「下限面積（別段の面積）の設定について」を説明いたします。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内での別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。これに伴い、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今後の下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり提案するものであります。

方針と致しましては、現行の下限面積の変更は行わないこととします。理由と致しまして、2015農林業センサスで、管内の農家で50アール未満の農地を耕作する農家が全体の約38%であります。地域によっては耕作面積の大小があり、また、対馬市においては後継者不足等により耕作放棄地が多いことなど、新規就農を促すためにも現行面積で設定する必要があります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、議案第32号の下限面積の設定については、異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり設定することに決定いたします。

以上をもちまして、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は新体制での総会お疲れさまでした。また、農地利用最適化推進委員合同での総会、本当にお疲れでございました。

今回、初めて就任されました委員におかれましては、戸惑いの多いこととは存

じますが、この後も研修会もごございます。ご不明な点、ご相談したい事がございましたら事務局及び同僚委員等にお尋ねになりながら、委員会活動に取り組んでいただきたいと思います。委員皆様におかれましては、対馬市の農業の発展及び推進のため、3年間ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第11回総会を閉会と致します。

どうもありがとうございました。